

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認 令和3年3月 9日

新型コロナ作業部会確認 令和3年3月10日

事業名 選手村仮設医療施設整備等業務

案件名 同上

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が令和2年12月4日の合意の考え方に基づくものであること	<p>本件は、選手村内において、感染疑いのあるアスリート等に対し医療を提供するための施設及びアスリート等に対してスクリーニング検査を行うための施設を整備する業務を委託するものであり、新型コロナウイルス感染症対策調整会議の中間整理において必要性が示されている事業である。</p> <p>このため、令和2年12月4日の合意による、大会の追加経費のうち新型コロナウイルス感染症対策関連の経費として負担する事項と考える。</p>	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<p>本件は、大会運営の一環として行う事業であり、競技会場等における医療サービスの提供に係る既存事業との一体性を保つ必要のある事業である。よって、組織委員会が一括して執行した方が効率的かつ効果的と考える。</p>	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	<p>必要性</p> <p>本件は、感染疑いのあるアスリート等に対し迅速に医療を提供すること及びアスリート等に対してスクリーニング検査を行うための施設を整備するものであり、アスリートが安全・安心な環境の下で大会に参加するために必要不可欠である。また本件は、新型コロナウイルス感染症対策調整会議の中間整理においても整備する必要性が示されている施設である。</p>	
	<p>効率性</p> <p>本件は、大会までの限られた期間で整備が可能であり、かつ、アスリート等の診断及び検査のために最低限必要な仕様及び面積で設置することを確認した。</p>	
	<p>納得性</p> <p>本件においては、公共積算単価で予定価格を算定したうえ、一般競争入札により受託業者を決定しているため、一般的な市場価格が反映されていることを確認した。</p>	

<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>	<p>本件は、アスリート等に医療の機会を提供する為に必要な事業であり、公費負担の対象として適切といえ、V5 予算内に収まっていることを確認した。引き続き、経費が最小限のものとなるよう抑制・削減に取り組むこと。</p>	
---------------------------------------	--	--